

# 議会だより

## 12月定例市議会

平成21年の第7回定例会は、12月4日から12月15日までの12日間にわたり開会しました。

開会初日には、閉会中の継続審査となっていた平成20年度決算18議案の審査が行われました。決算特別委員長はすべての会計決算について認定とする審査報告をし、続いて本会議での討論、採決の結果、全会計決算を認定しました。

市長からは、2件の報告のほか平成21年度尾道市一般会計補正予算(第5号)など38議案が提出され、このうち平成21年度尾道市一般会計補正予算(第5号)については原案どおり可決し、その他の議案については各常任委員会に付託しました。

8日、9日の両日には各会派を代表した議員による一般質問を行い、市政全般にわたる諸問題について市当局の考えをたずねました。

10日、11日は各常任委員会を開会し、付託された議案の審査を行い、委員からはさまざまな質疑及び要望、意見等が出され、市当局から答弁がありました。各常任委員会とも付託された全議案を原案のとおり可決しました。

最終日の15日には、市長から5件の人事議案が提出され、審査の結果、5議案とも同意しました。その後、各常任委員会の委員長報告が行われ、各会派の討論、採決の結果、市長提出37議案はすべて原案のとおり可決しました。

また、今回提出された請願1件については採択となり、議員からは、意見書案2件が建議案として提案され、可決後、意見書については、国会及び関係行政庁に送付しました。

### ■議会の動き

#### ●12月4日 議会運営委員会

本会議(開会)

会期決定、決算議決(決算特別委員長報告・討論・採決)、補正予算等提案(説明・質疑)

民生委員会

補正予算審査(質疑・討論・採決)

議会運営委員会

本会議

補正予算議決(委員長報告・討論・採決)

#### ● 8日 本会議 一般質問

#### ● 9日 本会議 一般質問

#### ● 10日 総務委員会

補正予算等審査(質疑・討論・採決)

民生委員会

補正予算等審査(質疑・討論・採決)

#### ● 11日 文教委員会

補正予算等審査(質疑・討論・採決)

産業建設委員会

補正予算等審査(質疑・討論・採決)

議会運営委員会

#### ● 15日 議会運営委員会

本会議(閉会)

補正予算等議決(委員長報告・討論・採決)

### ■上程議案

#### ●補正予算

##### ◇一般会計補正予算(第5号)

2,333万円を追加し、歳入歳出予算総額を576億2,204万7,000円とするもので、新型インフルエンザの蔓延により、保育園、幼稚園、小中学校などで学級閉鎖が相次いでいることから、子どもたちの感染予防のため、ワクチン接種に対して助成を行うためのものです。

##### ◇一般会計補正予算(第6号)

10億8,180万8,000円を追加し、歳入

歳出予算総額を587億385万5,000円とするものです。主なものは、障害者自立支援給付費の追加と、緊急ため池整備事業の追加、日比崎小学校校舎増築関連経費の追加などによるものです。

##### ◇港湾事業特別会計補正予算(第2号)

1,400万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を1億8,816万円とするもので、前年度の決算剰余金の半分を県へ納付し、もう一方を一般会計へ繰り出すものです。

##### ◇公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

300万円を追加し、歳入歳出予算総額を27億8,897万6,000円とするもので、薬剤購入のため消耗品費の追加によるものです。

##### ◇介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

保険事業勘定に7,788万4,000円を追加し、歳入歳出予算総額を137億3,735万円とするもので、介護給付費準備基金への積立金の追加によるものです。

##### ◇渡船事業特別会計補正予算(第3号)

52万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を3,704万8,000円とするもので、臨時職員賃金の追加や修繕料の追加によるものです。

##### ◇病院事業会計補正予算(第3号)

収益的収入について、医業外収益として1,651万1,000円を、また、収益的支出について、給与費等として1億16万5,000円を追加するものです。

◇一般会計補正予算(第7号)／国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)／千光寺山索道事業特別会計補正予算(第2号)／夜間救急診療所事業特別会計補正予算(第2号)／公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)／介護保険事業特別会計補正予算(第4号)／尾道大学事業特別会計補正予算(第2号)／特定環境保全公共下水道事業特別会計補

正予算(第2号)／渡船事業特別会計補正予算(第4号)／後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

職員給与費について、人事院勧告による減額の影響や、年間の見込み額の変更により、増減調整をするものです。

#### ●条例改正

##### ◇非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

新たに設置する就労支援相談員の報酬額を定めるための条例改正です。

##### ◇尾道市職員給与と条例

人事院の給与勧告に伴い、一般職職員の給与を一般職の国家公務員の給与と改定に準じて改定するため、及び市民病院の医師に対し、人事評価による勤勉手当を支給するための条例改正です。

◇尾道市特別職員給与に関する条例／尾道市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例／尾道市公立みつぎ総合病院事業管理者の給与に関する条例

人事院の給与勧告に伴う一般職職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を勘案し、市長、副市長、教育長及び公立みつぎ総合病院事業管理者の期末手当の支給月数を改定するための条例改正です。

##### ◇尾道市職員退職手当支給条例

消防司令補以下の階級で退職した消防職員に対し、在職期間に応じて退職手当を加算するとしている制度を廃止するための条例改正です。

##### ◇尾道市税条例

年齢18歳以上の身体障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車等の軽自動車税について、減免することができるようにするための条例改正です。

##### ◇尾道市消防手数料条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部改正に伴い、休止中の準特定屋外タンク貯蔵所等の新基準適合期限の延長に係る手数料を定めるための条例改正です。

#### ◇シトラスパーク設置及び管理条例

シトラスパークの施設の補助事業上における財産処分に伴い、施設の名称を改めるための条例改正です。

#### ◇尾道市保育所(園)設置及び管理条例

西藤保育所の定数を改めるための条例改正です。



西藤保育所

#### ◇議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

議会の議員の期末手当の支給月数を改定するための条例改正です。

#### ●その他の議案

#### ◇字の区域の変更について(2件)

元気な地域づくり交付金(基盤整備促進)事業において土地の区画及び形質に変更が生じたため、字の区域を変更するものです。

山方地区/市原地区

#### ◇新たに生じた土地の確認及び町区域の変更(編入)について

公有水面埋立法の規定により、無願埋立地の原状回復義務が広島県知事から免除され、本市の区域内に新たに土地が生じたため、この土地を確認し、当該土地を浦崎町の区域に編入するものです。

#### ◇市道路線の変更について

貝ヶ原公文線:一般県道御調久井線の道路改良事業の施工に伴い、移管を受けた旧道に接続する路線の終点に異動が生じるため、路線を変更するものです。

#### ◇市道路線の廃止について

保地2号線:一般県道吉田丸門田線の道路改良事業の施工に伴い、原形を失った市道路線を廃止するものです。

#### ◇土地改良事業の計画について(2件)

土地改良事業の計画について、県知事に協議し、その同意を得るためのものです。

団体営ため池等整備事業松ヶ峠地区/内之浦地区区画整理事業

#### ◇土地改良事業の計画変更について

土地改良事業(大森地区ため池等整備事業)の計画変更について、県知事に

協議し、その同意を得るためのものです。

#### ◇公の施設の指定管理者の指定について(3件)

次の施設について指定管理者を指定するものです。

尾道市道の駅/尾道ふれあいの里/尾道市長者原スポーツセンター



尾道市道の駅

#### ◇財産の取得について

芸術の森(仮称)整備事業用地を取得するものです。

#### ●報告

#### ◇専決処分報告(2件)

#### ●人事議案

#### ◇固定資産評価審査委員会の委員の選任

後藤 邦純さん(十四日町)

#### ◇人権擁護委員の候補者の推薦(4件)

田窪 宏臣さん(因島田熊町)

柏原 幸子さん(因島重井町)

友野 正信さん(浦崎町)

川ノ上 明子さん(高須町)

### ■一般質問(主な内容)

#### ◆来年度予算の編成方針について

○ 国の事業仕分けで農道整備事業が廃止とされたことをどう考えるか。

○ 農道は、農村地域の農業生産の増大や、生産資材の流通の合理化を図るだけでなく、地域の生活道路としても重要であると認識している。土地条件に恵まれない中山間地域や、島嶼部が多い本市としても、過疎・高齢化、農業の衰退や耕作放棄地の拡大といった問題をかかえており、引き続き、農道整備事業を実施していく必要があり、今後、国の動向を注視しながら、事業が継続されるよう、各種団体と連携しながら働きかけていきたいと考えている。

#### ◆教育問題について

○ 薬物汚染防止教育に取り組む時期ではないか。

○ 本市の小中学生については、現在のところ、薬物乱用に関する事案は報告されていないが、県内ではこの3月に、広島市の中学生が大麻取締法違反の疑いで逮捕されるという事件が発生している。こうした状況を見ると、本市の児童生徒にも、薬物乱用に係る危険があるとの認識を持っており、積極的な取組が必要であると考えている。薬物乱用の根絶には、予防教育が最も重要で

あると認識している。分けても、薬物の危険性の周知と、乱用を拒絶する規範意識の向上が肝要であるととらえている。現在、市内の小中学校では、保健の授業や、年1回程度の薬物乱用防止教室を全校で実施している。教育委員会としても、国や県、関係団体等の啓発用資料、ポスター、リーフレット等を配布し、薬物乱用防止教育の充実・徹底を指導しているところである。また、各種団体との連携については、現在、学校が警察との連携を進めたり、市内の中学生生徒会が、薬物乱用防止指導員協議会や、青少年健全育成協議会などとともに、街頭キャンペーンに参加したりしている。今後、薬物乱用防止教育は、さらに重要性を増すものと考えられる。未来を生きる子どもたちのため、より一層の充実を図っていききたいと考えている。

#### ◆徴収業務と消費者相談業務における情報の一元化について

○ 徴収業務において、情報を一元管理する考えはないか。

○ 現在、多重債務など問題のある滞納整理については、各債権の所管課が、個人情報の取り扱いにも配慮しながら、関係各課と連携して行っているところである。しかしながら、専門的ノウハウの蓄積や業務効率の観点からも、税や料など公債権の滞納整理について、全庁的な対応を実現する債権管理体制の確立が必要と考えており、前向きに検討を進めていく。

○ 消費生活センターの機能強化をどのように図るつもりか。また、その場合、徴収担当部署との連携をどのように図るつもりか。



尾道市消費生活センター

○ 消費生活相談員の資質向上と各機関との連携に重点を置いて取り組むことが機能強化であると考えている。消費生活相談員の資質の向上においては、国の専門研修機関や県主催の研修会へ積極的に参加し個々の能力のレベルアップに努めている。各機関との連携においては、国や県、近隣都市の消費生活センター、弁護士会等と引き続き情報交換や相談・指導等について密接に連携を図っていききたいと考えている。次に、徴収部署との連携については、多重債務者からの相談においては、本人の了解を得て情報交換を行い多重債務と市

の債権の解消ができるように協力し合っている。なお、さまざまなケースの中で、福祉部署との連携も必要だと考えており、全庁的により高度で密なる連携を研究していきたいと考えている。

#### ◆市長の政治姿勢について

Q 本年度の予算執行の見込みにおいて、重要施策をどう自己評価するか。

A 2月議会において、「限られた財源を有効かつ効率的に配分し、政策課題の具体化、計画の実現に取り組む。」と説明した。この方針に沿って、因島南中学校や浦崎認定こども園の建設、御調東部上水道拡張事業等を実施している。また、音楽によるまちづくりや囲碁サミットの開催などのソフト事業にも力を注いでいる。さらに、市民病院附属瀬戸田診療所の開設や多くの雇用対策事業、補正予算でお願いした地域活性化・経済危機対策事業にも積極的に取り組んでいるところである。いずれにしても、本年度の重要施策については、着々と実行していると考えている。

#### ◆ふるさと納税制度について

Q ふるさと納税制度を今後どのように活用し、取り組むのか。

A 昨年度は東京を中心とした尾道サポーターの会をはじめとする市外在住の皆様や、尾道在住の皆様も含めて106人の方から819万円もの貴重な浄財を「ふるさと尾道への熱い思い」としてご寄附いただいた。誠にありがたいことだと思っている。本市においては、寄附の活用分野を指定される場合、総合計画に定めてある「笑顔が集う交流の輪づくり」、「地域産業の元気づくり」等7つの政策目標の中から1つを選択していただいている。政策目標は抽象的なフレーズなので、属する各事業分野についても、観光、産業、芸術、教育、福祉等として備考欄へ具体的説明を加えて寄附者の意向をお伺いしている。

#### ◆雇用を取り巻く情勢について

Q 尾道流通団地3工区への企業立地により、新たな雇用創出がどの程度見込まれるか。

A 今年度3社の工場や物流施設が完成し、現在33社が操業中である。約1,000名が就業しており、今年度末には、1,400名程度になる見込みである。また近い将来、2期工事の建設を予定している企業も数社あり、尾道流通団地全体で、さらに500名以上の雇用の創出を見込んでいる。

#### ◆児童虐待について

Q 相談窓口体制や夜間対応などはどのようにになっているか。また、継続的な関係者への対応はどのようにになっているか。

A 専門的知識をもった家庭児童相談員を子育て支援課と因島福祉課へ配置し、対応している。夜間の対応についても関係職員に連絡が入るようにしている。継続的な対応については、広島県東部こども家庭センターとの連携を図り、家庭児童相談員を中心に、保育所、学校などとも連携し、児童の見守り等を続けている。必要な場合は「尾道市要保護児童対策地域協議会」の個別サークル検討会議を開催し、関係機関と連携を図っている。

Q 本市における児童虐待の現状をどのように分析しているか。また、今後の課題をどのように考えているか。

A 本市の虐待は身体的虐待と保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が大きな比重をしめ、年齢的には小学生以下が多いのが現状である。今後も、「尾道市要保護児童対策地域協議会」で地域の保健・医療・福祉・教育・警察等の関係機関との連携強化をはかり、児童虐待防止に努めていく。

#### ◆ごみの収集・分別状況について



尾道市クリーンセンター

Q 地域ごとに分かれている分別方法を今後も続けるのか。あるいは統一するのか。

A 合併地域を含め、基本分別は統一されていると考えている。分別の詳細部分については、合併前からの収集方法により違いがあると認識している。ごみの分別については、新年度から今後の高齢者社会をベースにおいた、新たな方法を検討したいと考えている。

Q 今後の焼却施設のあり方について、市長の所見は。

A 今年度、廃棄物処理施設建設検討委員会を、4回開催した。処理施設については、旧尾道市を中心とした1カ所、因島を中心とした1カ所の2カ所で処理することを決定している。来年度からは、どのような方法で処理すべきか、コスト・補助制度・処理方式等、さまざまな方向から検討したいと考えている。

#### ◆市営住宅について

Q 今後の単身世帯数の増加に伴う市営住宅のあり方についてどのように考えているか。

A 高齢単身世帯・若年単身世帯とも、今後増加していくものと認識しており、単身世帯の入居可能な住宅の供給は必

要であると考えている。現在の市営住宅建設においては、約半数を小家族・単身者向けとして整備しているため、その割合は増加していくものと考えている。

Q 現在の住宅において単身世帯が入居できる戸数を増やす考えはないか。

A 公営住宅法の規定により入居資格に原則60歳以上の年齢制限があり、単身入居可能戸数を増やすことがそのまま若年単身の入居増にはつながらないと思うが、年齢制限のない御調町・瀬戸田町については、応募状況を見ながら枠の拡大も含めて研究していく。

#### ◆事業仕分けの導入について

Q 全庁的な事業と新規主要事業に限定して、第3者も入れた「事業仕分け」を導入してはどうか。

A 事業仕分けは、行財政改革を行う上で、有効な手法の一つであると認識している。昨年度実施した事務事業の総点検は、事業仕分けとほぼ同様の内容であり、今後も、現在の手法を基本として行財政改革に取り組んでいく。

#### ◆都市計画税について

Q 課税について、再度市民へ周知する必要があると考えるが、具体的な計画はあるか。

A 平成21年度では、すべての方の納税通知書に課税区域の図面及び都市計画税の概要についてのチラシを同封し、お送りした。また、本市ホームページでは、課税や用途地域等に関して、より詳細な説明を行っている。広報おのみちについても、平成20年度には3回、平成21年度についても6月号、12月号に都市計画税の目的、概要等について掲載し、今後は、1月号に税額の計算方法について掲載を予定している。各地区への説明としては、平成20年度以降、区長会役員の方などへ課税区域や税の内容等についての説明を行ったところである。今後は、平成22年2月に尾道・向島・因島地区で開催される「なんでもナンデモ一日相談」での出張相談を行うこととしている。平成22年度では、納税通知書に新たに課税となることをお知らせする文書及び課税区域図面を同封し、送る予定としており、納税者の皆様にご理解いただけるよう、引き続き広報・周知に努めていきたいと考えている。

#### ◆景気停滞が続く中、緊急に求められる市内業者の仕事づくり・雇用・失業者対策などについて

Q 仕事づくりで効果の大きい「住宅リフォーム助成制度」を実施する考えはあるか。

A 本市では、広く一般の中小企業者に対して、中小企業融資制度における信用保証料補助やマルケイ資金利用者

への利子補給など金融面での手厚い支援を他市に先んじて実施しており、これらの制度とのバランスも考慮したうえで引き続き研究していく。また、国では住宅版エコポイントの実施も検討されており、その動向を注視していく。

#### ◆教育問題について

Q 特別支援教育の支援員配置や「ことばの教室」の充実など軽度発達障がい児に対する取組を強化していくべきだと思うが、どのように考えているか。

A 現在、本市の特別支援教育支援員については、全校一律の配置ではなく、各学校からの要望に基づき、複数名配置などできるだけ各学校の状況や課題に応じて配置をするという方針です。したがって、今後も学校からの要望があれば、指導主事等の学校訪問による児童生徒のきめ細かな実態把握等により、適正に対応していきたいと考えている。次に、因島地域の通級指導教室、いわゆる「ことばの教室」については、言語障がいや学習障がい、情緒障がいや自閉症などのうち軽度な発達障がいの子どもの実態に応じて、県教育委員会が認可するものである。現在、市教育委員会においては、設置申請に係る子どもの状況や学校の体制などを校長や保護者から聴取し、実態の把握に努めているところである。また、その結果を踏まえ就学指導委員会を開催し、委員会の意見を参考にして、県教育委員会に設置認可の申請を行っている。今後も、引き続き実態の把握に努めるとともに、状況に応じて就学指導委員会を開催し、設置認可の申請に向けた取組を継続していく。

#### ◆経済の状況について

Q 税収減や対策事業の財源捻出等、市財政にも多大な影響があると推察するが、税収の確保・各種事業計画の見直しなど、どのような対応策を考えているか。

A 企業収益の減少や雇用情勢の悪化は、税収にも大きく影響するものと憂慮している。職員数の縮減などによる人件費の抑制、事務事業の見直し、経常的な経費の縮減、不要な資産の売却などをこれまで以上に進め、新市建設計画の見直しも含めて大胆に取り組んでいく。また、来年度の新規事業については、予算編成に先立って事前評価を実施し、事業の費用対効果や必要性を勘案し、優先順位付けを行うといった新たな試みにも着手している。厳しい経済環境の中で、安定した行政運営が行えるよう、しっかりと対応していく。

#### ◆学校等の耐震化について

Q 国庫負担金を活用すれば、6%の

負担で耐震化工事が可能と推察するが、実施する考えはあるか。

A 今年度は、財政的には有利となっている。しかしながら、耐震補強設計の社団法人広島県建築士事務所協会建築物耐震診断等評価委員会の審査に時間を要し、耐震補強工事に取り掛かることができない状況にある。今後、こうした有利な制度の継続を要望しつつ、来年度以降も、設計の審査の進捗状況及び財政状況をみながら、学校等施設の耐震化を進めていきたいと考えている。

### ■決算特別委員会での審査 (主な内容)

#### ◆代表監査委員に対する質問

Q 市の財政規模と今後の元利償還額の推移から見て、新年度の市債の発行限度額はどの程度に抑えるべきと考えるか。

A 来年度の市債発行額は今年度の額を下回るようにしてほしいが、具体的な数字は出せない。

Q 緊急性が求められる施策の財源に各種基金を活用することについてどう考えるか。

A 基金は中・長期的な財政運営の中で、できるだけ取り崩さない安全な運用を図ることが原則であり、緊急の場合でも、国や県の支出に合わせるべきで、基金を活用できるのか疑念もある。

Q 突出して大きい固定資産税と個人市民税の収入未済額の回収と滞納の未然防止の対策、その他の債権に関して個々のケースに応じた有効な徴収方法の工夫について具体的な策があるか。

A 納税案内センターがますます機能を発揮するよう期待している。滞納の未然防止は決め手がないが、市営住宅の家賃、保育所の保育料など、それぞれの担当課で対応しているものを、一本にまとめて滞納整理したほうがいいのではないかと考える。

#### ◆一般会計決算の審査

Q 不納欠損額が昨年比117%に増加している要因について聞きたい。

A 事業閉鎖をした大口の滞納がある法人に係る競売があり、市税に優先する債権にすべて配当され、事業再開の見込みもないため、納税義務の即時消滅をしたことが要因である。

Q 合併により行政区が広がり、収納課の業務内容もふえたことによる体制上の問題から、納税者への親切丁寧な働きかけが不足しているのではないか。

A 納税案内センターが親切丁寧な催告を行い、催告事務が軽減した職員は訪問等もしながら徴収事務に当たって

おり、今後、より充実をしていきたい。

Q 国は、合併をしても地方交付税は10年間、額を変えないと言っていたが、合併をした途端に地方交付税が減ったことをどう認識しているか。

A 国は、交付税の計算方法は保障するが、額を保障するとは言っていない。交付税が減った要因の一つには、税源移譲もある。

Q 財源調整のために地方交付税と法人市民税を過少に見積もったといわれても仕方がないような大幅な見込み違いについてどう認識しているのか。

A 地方交付税も法人市民税も一生懸命情報収集しながら前年度の実績を踏まえて見積もっている。

Q 使用料及び手数料関係で、学校施設使用について、公共性があるような団体の下部組織の利用であれば減免すべきではないか。

A 地域の理解を得ながら見直しできるものは調整したい。

Q しまなみ交流館の利用状況についてどのように分析しているか。

A 収入面で多少の減少となっているものの、65%から70%の利用率ということで、まずまずの利用状況である。

Q ひろしまの森づくり事業交付金の額はどの程度か。

A 交付税の1,300万円と特認枠1,187万5,000円の合計2,487万5,000円である。

Q テレビ広報として民放へ放送委託しているが、お金を出してまで放送してもらわなくても他の方法で広報活動はできるのではないか。

A 昭和56年から放送委託してきた効果もあって、各民放が無料で尾道を取りあげてくれるようになったと分析しているが、今後前向きに検討したい。

Q 今後レンタサイクルの自転車やターミナルを増やす予定はないか。

A ターミナルについては、本年、尾道市民センターむかいしまをターミナルとして新たに位置付けた。自転車については、すでに耐用年数を経過したものの更新をはかりながら台数の増加に努めたい。



尾道市民センターむかいしま  
レンタサイクルターミナル

Q 住基カードの交付件数がふえた要因について聞きたい。

A 運転免許証を持たない方の本人確

認書類として申請が多数あったことや、税務署のe-Taxを利用した確定申告によるものであると認識している。

Q 児童デイサービス及び日中一時支援事業の利用者数増加に伴う待機者増加等の実情について、どのように評価しているのか。

A 長期休暇を中心に、定員枠を超えるなどの実情は知っている。これらの問題を解消するために、平成21年度には新たな事業所が児童デイサービスと日中一事支援を行うことも決定し、また、今後も協議を進めて新たな事業所に事業展開を依頼していきたい。

Q 一時保育事業にかかわり、一時保育の定員枠を超える保育所については、職員の配置や施設の整備をし、受入枠を増やすべきではないか。

A 施設面におけるさまざまな制約や財源確保の問題など、総合的に検討する必要があり、困難度が高いと考える。

Q 感染症予防費の不用額が多い要因について聞きたい。

A 不用額のうち、需用費については、予防啓発用のチラシ、ポスター及びパンフレットの作成費用であったが、県からの支給で作成の必要がなくなったものや、未執行のものがあったことによるものである。

Q 決算年度に保健師を統合したことについて、どのように評価しているか。

A 保健師を統合することにより、全体としてまとまった事業が実施できた。また、市内で統一したサービスを提供することもでき、以前よりも機能アップした。

Q 平成20年度の資源物分別回収・収集実績が前年度に比べ減少した要因について聞きたい。

A ごみ量全体も若干減少傾向にある中で、資源物も減少しており、資源の材質の変化や、新聞等をとらない世帯が増えてきていること、また、高齢化により資源ステーションへの持ち込みが困難となっている要因が挙げられる。

Q 原田最終処分場の埋立状況について聞きたい。

A 平成20年度末で2万6,000立方メートル埋め立てている。

Q イノシシ等農業被害対策事業にかかわり、箱わなの保有台数及び設置実績について聞きたい。

A 旧尾道市は、保有台数11台で貸し出し台数11台、御調町は保有台数10台で貸し出し台数10台、向島町は保有台数2台で貸し出し台数2台、因島は保有台数15台で貸し出し台数はゼロ、瀬戸田町は保有台数、貸し出し台数共にゼロである。また、捕獲頭数は、旧尾道

市が5頭、御調町が12頭で、その他の地域はゼロである。

Q 観光まちづくり支援事業にかかわり、「ぷらっと尾道」パンフレット作成委託料の額及びパンフレット配置場所について聞きたい。

A 委託料は407万1,824円で、パンフレットは各観光案内所等に配置している。



ぷらっと尾道

Q 自社で処分場を持つ業者が解体工事の入札に参加した場合、最低制限価格を下回る可能性があるのではないか。

A 当面処分費が発生しないことから、そのようなことも想定されるが、一時的なものであると考える。

Q 平成20年度での救急救命士の資格取得者数について聞きたい。

A 5名である。

Q 尾道教育さくらプラン2にかかわり、具体的にどのようなきめ細かな生活指導をしたのか。

A 学力向上と学習指導・生徒指導というものを両輪ととらえ、中学校において、生徒指導支援講師を派遣して、チームティーチング等を通して一人ひとりの子どもにわかりやすい授業、力をつける授業を進めている。

Q 特別支援教育支援員には、県や近隣他市の状況を踏まえても、交通費を支給するべきではないか。

A 市全体の非常勤等臨時的任用にもかかわらず、それを踏まえて考えていきたい。

#### ◆特別会計・企業会計の審査

Q 国民健康保険財政調整基金の積立額を年度途中に取り崩した理由及び保険給付費で6億円もの不用額を出した理由について聞きたい。

A 基金の取り崩しについては、2月補正で国保会計の財源不足を見込んで基金から繰り入れたものである。また、不用額を出したことについては、平成20年度に0.82%の診療報酬の引き下げがあったが、今まで医療費の総額がマイナスになったことがなかったため医療費を過大に見積もっていたためである。

Q 千光寺山索道事業の外部委託を研究することだったが、その後どうなったか。

A 今年度実施している事務事業評価の中で、現在検討中であり、本年中に市としての方向性を出す予定である。

Q 尾道駅前駐車場の、平成20年度の台数が前年度と比較して飛躍的に伸びているにもかかわらず、収入額が前年度と同程度である理由について聞きたい。

A 平成20年度に実施したフラップゲートの取りかえに際し、30分無料としたためである。



尾道駅前駐車場

Q 地域包括支援センターにおけるケアプラン作成にかかわり、直営によるものが1,000件近く増加している理由は何か。また、これによりプラン作成以外の地域包括支援センターが本来果たさなければならない役割が十分に果たせていないのではないか。

A ケアプランの作成については、人員を増やすことにより対応したため増加したものである。また、ケアプランの作成に追われる状況にあるが、その他の相談業務も頑張っており対応している。

Q 介護保険事業決算で、介護予防事業費にかかわり、1,000万円近い不用額を生じた理由について聞きたい。

A 介護予防特定高齢者施策において、医療機関等の検診を受ける特定高齢者が少なかったことにより、通所型の事業が伸びなかったことと、一般高齢者施策において、社会福祉協議会に委託しているふれあいサロンの事業未執行によるものである。

Q 大学使用料にかかわり、決算年度で、不納欠損、未収ともない理由について聞きたい。

A 授業料の支払いが困難な学生について、担当教員や事務局と相談する中で、減免または徴収猶予するとともに保護者にも奨学金などの働きかけをした結果である。

Q 後期高齢者医療事業決算で、保険料の普通徴収にかかわり、収納率が年度当初の予想を上回った理由について聞きたい。

A 当初国保の予定収納率を当てはめて考えていたが、後期高齢者に該当する人の納付意識が高かったことにより、結果として高い収納率となったと思われる。

Q 原田地区の上水道拡張事業にかかわり、計画給水区域内の総世帯数、給水申し込み戸数、普及率、現在の給水状態について聞きたい。

A 平成21年3月31日現在、総世帯数

518戸に対して給水申し込み戸数は、467戸で、普及率90.2%である。現在の給水世帯は359戸で申し込みに対する率は76.9%であり、一日当たりの給水量は100.7トンとなっている。

Q 病院事業会計決算で、初診時選定療養費にかかわり、制度導入後、毎月人数が増えているが、どのように啓発に取り組まれたのか。

A 昨年の9月議会での議決後、病院内にチラシを張り周知した。また、初診に来られた方に対する初診時選定療養費が必要となる旨の説明や、広報紙への掲載、開業医に対する周知活動を行っている。

## ■委員会での審査

### ○総務委員会

#### ◆臨時職員賃金について

Q 一般管理費の臨時職員賃金の増額補正の理由について聞きたい。

A 職員の育児休業、病気休暇、欠員や、年度途中の県からの委譲事務が当初の見込みより増加したための補正である。

Q 財政上の都合から、本来、正規職員で対応すべき事務を非正規職員の対応としてはいないか。

A 緊急的な事務は臨時職員で対応するが、正規職員があたるべき職務は正規職員で対応しており、今後も定員適正化計画に基づいて採用計画を立てていく。

#### ◆尾道市職員給与条例等の一部改正について

Q この経済状況下における、景気後退につながるような議案を今回提案することの妥当性について聞きたい。

A 今回の提案は人事院勧告を尊重してのものであり、職員給与の減額は総額で1億8,800万円程度になるが、その他に、財政調整基金9,000万円を取り崩すなどして、経済対策も含め、約11億円もの補正を今回お願いしている。

Q 人事院勧告制度は公務員にない労働基本権の代償措置であり、減額の勧告に従う必要はないのではないか。

A 増減に関わらず、人事院勧告を尊重するのが我々の責務であると思う。

#### ◆議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

Q 議員の報酬と期末手当に対する見解について聞きたい。

A 報酬は特別職報酬等審議会に諮り、現在あるべき形になっている。また、期末手当は議会で審議いただき決定されることが適切と考える。

### ○民生委員会

#### ◆新型インフルエンザワクチン接種助

### 成について

Q 助成を受けるための手続方法について聞きたい。

A 接種を受ける医療機関で接種費用助成申請書に記入していただき、助成分の額を差し引いた金額を支払っていただくこととする。

Q 既に接種を終えている人への対応はどのようになるのか。

A 接種を受けたことが確認できる書類を市に提出していただき、償還払いで対応していきたい。

Q 接種率を上げるためにも、学校等での集団接種はできないのか。

A 基本的に任意接種であり、また、ワクチンも医療機関ごとに配分されるため、市としては集団接種は考えていない。

Q 県の方針では、小学校1年から3年生については、12月7日に前倒して予防接種を開始するようだが、本市はどうか。

A 1歳から就学前及び小学校1年から3年生については、12月7日から開始する予定で、小学校高学年については12月21日から開始する予定である。

Q ワクチン是对象者全員分あるのか。

A 妊婦及び1歳から小学校3年生までの基礎疾患を有する人に対しては100%配分できるが、それ以外の幼児や小学生などについては20%くらいしか入ってこないのではないかと聞いている。

Q ワクチンの供給体制について聞きたい。

A ワクチンは毎月2回供給されているが、12月は冬休みや年末年始があることから3回供給されることになっている。

Q 医師会と緊密に協議し、しっかり供給の実情を掴んだうえで対処することが必要ではないか。

A 現在医師会と協議しながら進めている。今後も十分連携をとって進めていきたい。

Q 輸入ワクチンの状況について聞きたい。

A 来年1月頃に入ってくる予定である。

Q 輸入ワクチンの安全性は確認されているのか。

A 輸入される際、国の方で十分検査し、輸入されるものと思っている。

#### ◆老人福祉費補助金について

Q 老人福祉費補助金の補正内容について聞きたい。

A 地域密着型サービス施設整備事業補助金は、第4期介護保険事業計画で整備計画している、地域密着型サービスの平成21年度計画分として、グループホーム1施設、小規模多機能型居宅介護事業所3施設を整備するための補

助である。また、小規模福祉施設スプリンクラー整備補助金は、消防法の改正により、グループホーム6施設にスプリンクラーを整備するための補助である。

#### ◆環境衛生費補助金について

Q 環境衛生費補助金の補正内容について聞きたい。

A 住宅用太陽光発電システム及びLED灯など省エネ設備を設置した住宅に対し、1件につき7万円の補助を行うものであり、財源は県補助金である。

Q 県内他市町では独自の補助制度を導入しているが、本市は導入するつもりはないか。

A 現在県東部では、福山市、三原市、世羅町が独自の補助制度を実施している。本市も今後は国の動向を見ながら考えていきたい。

#### ◆尾道市保育所(園)設置及び管理条例の一部改正について

Q 提案に至った経過及び要因について聞きたい。

A 西藤保育所は開設当時から、近隣の市立幼稚園との競合を避けるために、5歳児保育は行ってこなかったが、保護者の就労状況等の変化に伴い、5歳児クラス開設の要望が出されていたため、来年4月から5歳児クラスを開設するための定員増を提案したものである。

Q 国の保育所の設備基準はクリアしているのか。

A 西藤保育所は0歳児及び1歳児は1人当たり3.3平方メートル、2歳児以上は1人当たり1.98平方メートルで計算しており、国の基準を上回っている。なお、5歳児クラスの保育室は古い遊戯室を改修し、遊戯室は新たに建築する予定なので、国の基準を下回ることはない。

### ○文教委員会

#### ◆学校情報通信技術環境整備事業補助金について

Q 学校情報通信技術環境整備事業補助金の補正の理由と時期について聞きたい。

A 学校ITC整備事業にかかわる、パソコン、デジタルテレビ購入の増額補正を6月にお願ひしたが、パソコンについては周辺機器等補助対象として不確定であったものが対象となったことや、テレビについては全額補助の対象とならないと見込んでいたものが全額補助対象となったため、その差額を今回計上したもので、国からの内定が8月上旬であったため、9月補正に間に合わず、今回の提案となった。

Q 各学校等にデジタルテレビを設置する際、相当の周辺機器が必要となるが、学校等の立地条件により共通仕様とは

ならない。仕様書の内容については誰が判断をするのか。

**A** 仕様書は教育委員会が作成しており、各学校から設置現場の写真等を取り寄せ、仕様書に添付している。また、必要に応じてブースター等周辺機器が必要である旨記載している。

**Q** 電波の状況等専門家でない周辺機器について判断できないこともあり、落札業者に余分な負担をかけないよう、事前に専門家に判断してもらい仕様書を作成するべきではないか。

**A** 今後検討したい。

**Q** デジタルテレビの発注方法について聞きたい。

**A** 家電製品を扱っているその地区の登録業者を中心に指名したい。

**Q** 業者を指名する際には、市内に事業所のある純粋な市内業者を指名するべきではないか。

**A** 意見を十分踏まえ取り組みたい。

#### ◆要保護及び準要保護児童就学援助費について

**Q** 就学援助対象者への援助率が40%を超えている学校があるが、特化したケースとして取り扱われてはいない。近年の保護者の経済格差等が子どもの学力に及ぼす影響が懸念されるが、教育委員会として調査しているか。

**A** 調査については特に行っていないが学力テストの結果と援助率の相関関係については一定の整理をしている。

**Q** 保護者の経済格差との相関関係について、何か具体的に見えてくることがあるか。

**A** 援助率の大きい学校については課題は大きいですが、明確には分からない。

**Q** 今日的な社会情勢において、しっかり分析を進め、早急に対応策を講じるべきではないか。

**A** 分析をきめ細かにやっていきたい。

#### ○産業建設委員会

##### ◆ため池緊急整備工事について

**Q** ため池の点検方法について聞きたい。

**A** 毎年梅雨や台風の前に実施してい

るが、市内全域で855箇所あるため、主要な池を中心に平成14年から平成16年にかけて点検した。今年度においても点検する予定だったが、まだ実施できていないので、早急に取り組みたい。

**Q** 用途変更やため池をなくしてほしいといった地元要望を聞いているか。

**A** 数件の要望を聞いている。

#### ◆尾道ふれあいの里の指定管理者の指定について

**Q** 尾道ふれあいの里の来年度からの来場者数5%増加目標に係る、具体的な方法について聞きたい。

**A** 年度ごとにテーマを決めイベントを行う。また、産学協働として、尾道大学と連携し、施設内のレイアウトや食器のデザインの一新、企業向けや受験生向け等の宿泊パックを充実させたい。

**Q** 同施設使用料については、総収入額の3%相当が市に納付され、貴重な財源となっている。そのため市としても支援策が必要ではないか。

**A** 市の主催行事の開催に努めるとともに、関連団体や周辺施設利用者へPRをしていきたい。



尾道ふれあいの里

#### ■請願

◇改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願

#### ■意見書

◇改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

◇子どもたちの生命を守るため、ヒブ(Hib)ワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

#### ■議会の人事

瀬戸内しまなみ海道通行料金等調査特別委員会

委員長

飯田 照男

副委員長

宮地 寛行

委員

委員長

副委員長

吉田 尚徳、村上 弘二、岡野 長寿  
福原 謙二、三木 郁子、杉原 孝一郎  
新田 賢慈、山中 善和



#### ●平成22年第2回定例会審議日程(予定)

2月17日(水) 議会運営委員会	10:00
本会議(開会)	13:30
18日(木) 予算特別委員会	10:00
22日(月) 議会運営委員会	10:00
本会議	13:30
3月3日(水) 本会議(総体質問)	10:00
4日(木) 本会議(総体質問)	10:00
8日(月) 予算特別委員会	10:00
9日(火) 予算特別委員会	10:00
10日(水) 予算特別委員会	10:00
11日(木) 予算特別委員会	10:00
議会運営委員会(委員会終了後)	
12日(金) 予算特別委員会(予備日)	10:00
16日(火) 議会運営委員会	10:00
本会議(閉会)	13:30

#### ■議会を傍聴してみませんか

傍聴席は本会議51席(車いす利用者3人分含む)、委員会10席程度です。

傍聴を希望する人は、当日、市役所5階の議会事務局までお越しください。受付で住所、名前、年齢を記入していただきます。

また、ご家庭のパソコンで本会議の録画中継を見ることもできます。ぜひご覧ください。視聴方法は、尾道市議会ホームページの「本会議録画中継」からご覧になりたい会議名を選んでください。

☞ <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/gikai/gikaiindex.html>

問い合わせ先

議会事務局(☎0848-25-7371)

## 事務事業評価等を行いました

尾道市では、行財政改革の取組みとして、平成21年度で事務事業評価等を行いました。

その内容を、市ホームページへ掲載しています。

また、市役所本庁および因島総合支所、御調支所、向島支所、瀬戸田支所で閲覧することもできます。

今後は、これに基づき、関係者の理解と協力をいただきながら、着実・堅実に実行することとしています。

問い合わせ先 職員課(☎0848-25-7342)

## 併せて新市建設計画の見直しを実施しました

新市建設計画の見直し内容も、市ホームページへ掲載しています。

※市役所本庁および因島総合支所、御調支所、向島支所、瀬戸田支所で閲覧することもできます。

問い合わせ先

政策企画課(☎0848-25-7316)

## きれいなまつり事業 ごみ分別回収ボランティア募集 ～一緒にみなと祭を盛り上げよう!!～

尾道みなと祭では、ごみの分別回収を実施します。  
みんなで楽しく環境にやさしい、きれいな祭にしよう!

**活動日程** 4月24日(土)・25日(日)

※1日だけの参加も可能です。事前に、活動にあたっての研修会を開催します。

**活動場所** ごみ分別ステーション(尾道駅前ベルポール広場、長江口ゆとりの広場など)、祭会場全体

**活動内容** ごみの分別回収、来場者へのごみの分別指導・エコ啓発活動

**申込方法** 3月26日(金)までに、インターネットの応募フォームから申込。または参加いただける人の「住所・名前・年齢・連絡先」を電話またはFAXで連絡

※高校生以下の場合は保護者の同意が必要です。

※グループ・職場はもちろん、個人での申込も可能です。

**申込・問い合わせ先** 尾道港祭協会事務局

(観光課内 ☎0848-25-7184 ☎0848-25-7293)

## ええじゃんSANS A・がり出場者募集

「思い切りはじけたい人」、「自分をアピールしたい人」など、チームエントリーで皆さんの参加をお待ちしています。豪華な賞を狙ってみませんか。

**日時**

〈一般・グランプリ部門〉4月24日(土)15:00～19:30予定

〈幼児・小学生・中学生部門〉4月25日(日)10:00～14:30予定

**コース** 尾道渡船前→東御所パーキング、駅前ステージ披露(昨年と同様コース)

※一般・グランプリ部門のステージ披露は希望制です。

**表彰** 各部門にて優勝・2位・3位ほか特別賞多数

**申込方法** 2月26日(金)までに、所定の申込用紙またはインターネットの応募フォームから申込

※原則20人以上のチームでエントリー。有志チームや地域チーム・一般企業も大歓迎です。

※「ええじゃんSANS A・がり」のCDは無料貸出します。

※因島・瀬戸田地域からの参加者には、尾道港祭協会から一部交通費を支給します。詳しくは観光課(☎0848-25-7184)へお問い合わせください。

## 運営スタッフ募集

**活動日程** 4月24日(土)・25日(日)

※1日だけの参加も可能です。

**活動場所** 海岸通り、ベルポール広場特設ステージ

**活動内容** ええじゃんSANS A・がり踊りの進行補助ほか

**申込方法** 3月26日(金)までに、インターネットの応募フォームから申込。または参加いただける人の「住所・名前・年齢・連絡先」を電話またはFAXで連絡

※高校生以下の場合は保護者の同意が必要です。

※グループ・職場はもちろん、個人での申込も可能です。

**申込・問い合わせ先** 尾道港祭協会踊り部会事務局

(尾道商工会議所内 ☎0848-22-2165 ☎0848-25-2450)

## 無料体験航海 乗船者募集

### ◇尾道海上保安部 巡視艇

**日時** 4月24日(土)

10:00～11:00、11:30～12:30、13:30～14:30

**発着場所** おのみち海の駅(尾道中央棧橋)

**予定航路** 因島方面 **定員** 各航海50人

**対象** 小学生以上

### ◇弓削商船高等専門学校 訓練船「弓削丸」

**日時** 4月24日(土)15:30～16:30

4月25日(日)13:30～14:30

**発着場所** おのみち海の駅(尾道中央棧橋)

**予定航路** 沼隈方面 **定員** 各航海70人

### ◇尾道海技学院 教習艇

**日時** 4月25日(日)

10:00～11:00、13:00～14:00、15:00～16:00

**発着場所** おのみち海の駅(尾道中央棧橋)

**予定航路** 加島方面 **定員** 各航海13人

**申込方法** 3月1日(月)までに、往信はがきの往信欄に「①希望する航海名と時間を第2希望まで②乗船する人全員の名前と年齢(学年)③代表者の住所・電話番号」、返信欄に「代表者の住所・名前」を記入のうえ郵送(1枚のはがきで4人まで申込可)

※小学生以下の乗船については、必ず子ども一人につき大人が一人保護者として管理することを条件とします。

※申込多数の場合抽選。結果は3月中旬に発送します。

※天候等により、変更や中止になる場合があります。

**申込・問い合わせ先**

〒722-8501 尾道市久保一丁目15-1

観光課内 尾道港祭協会事務局

(☎0848-25-7184 ☎0848-25-7293)

## 出店者募集

### ◇フリーマーケット

**日時** 4月24日(土)・25日(日)10:00～17:00

**場所** 県営上屋2号北側広場、市役所周辺

**出店スペース** 間口2.5m×奥行4m

**募集数** 80ブース **出店料** 1日1,000円/1ブース

### ◇屋台村

**日程** 4月24日(土)・25日(日)

**場所** 尾道駅前ベルポール広場、県営上屋2号北側広場

**出店スペース** 大:間口5.4m×奥行3.6m

小:間口2.7m×奥行3.6m

**募集数** 大:5ブース、小:20ブース

**出店料(2日間)** ベルポール広場/大:6万円、小:3万円

県営上屋2号/小:2万円

※応募方法等、詳しくは事務局へお問い合わせください。

**問い合わせ先**

尾道港祭協会協賛部会事務局(☎0848-37-9736)

詳しくはホームページをご覧ください。

☎ <http://www.onomichi-matsuri.jp/>

# イノシシの近づきにくい環境づくりに取り組もう！



本市ではここ数年、イノシシによる農作物の被害が増加しています。また、イノシシの市街地等での目撃情報や出没による対応も増加しています。

農業被害については、尾道市猟友会有害鳥獣捕獲班の協力をいただき銃やわな(箱わな、くくりわな)で被害防止対策を実施していますが、市街地等に出没した場合は、民家周辺における銃使用の安全上の問題もあるため、山への追い払いを基本としています。

市では、被害対策費を計上し被害軽減に取り組んでいますが、より効果的な対策とするため、地域の皆さんとの連携が必要であると考えています。

## イノシシ対策に取り組もう

### ①エサを断つ

野菜の残りかすなどの生ごみの放置や餌付けなどは、イノシシが繰り返し出没する原因になるので、やめましょう。

### ②山際の雑草や雑木を刈り取る

イノシシは、やぶが大好きで、居心地が良いとそこに居つきます。雑草を刈り取り、見通しを良くし、イノシシを山に追い上げましょう。

### ③防護柵を設置する

農地や家庭菜園はイノシシが侵入できないよう、柵などで囲うなど工夫しましょう。

## もしもイノシシに出会ったときは

- ◆何もしてこないようなら放っておいてください。大抵は何もせずに通ります。
- ◆近づいてきた場合は慌てずにゆっくりと後ずさりしてください。急に動くとイノシシが驚いて思わぬ事故につながります。
- ◆大きな声を出したり、棒などで追いかけたりするのはやめてください。恐怖のあまり逃げ出したイノシシが周りの人を襲うなど危険です。

なお、市では地元猟友会の協力を得て捕獲班を編成し、ボランティアにより休日を中心に捕獲活動を実施しています。活動時にはオレンジ色のベストと帽子を着用し、事故防止に細心の注意を払っています。山中で出会った際は、円滑な実施と危険防止にご協力をお願いします。

問い合わせ先 農林水産課(☎0848-25-7212) 環境政策課(☎0848-25-7132)

## 土曜日・日曜日に市役所で転入・転出の手続きができます

仕事等で平日に住所変更手続等が困難な人は、ぜひご利用ください。

日時 3月27日(土)・28日(日)、4月3日(土)・4日(日)  
8:30~17:15

場所 本庁市民課、因島総合支所市民生活課  
業務

- ◆住民異動届(転入・転出・転居・世帯主変更等)
- ◆証明書等(住民票、印鑑登録・印鑑証明書、戸籍証明書、身分証明書等、※外国人登録原票記載事項証明書)
- ◆戸籍届(戸籍の届書は受付しますが、後日審査となる場合があります。)
- ◆旅券受け取り(旅券の申請はできません。)
- ◆住民基本台帳カード申請・受け取り
- ◆住居表示申請(本庁市民課のみの取り扱いとなります。)

◆臨時運行許可申請

◆県証紙販売

◆埋火葬許可申請(死亡届時に許可証をお渡します。)

※「外国人登録原票記載事項証明書」は、証明の内容によっては対応できない場合があります。

◇他機関との連絡が必要な手続や、戸籍届出後の戸籍証明、外国人登録事務、電子証明書等、取扱いができないものがあります。

◇住民異動届に伴う年金・国民健康保険等関係課の手続きは後日お願いします。

◇不明な点は、事前にお問い合わせください。

問い合わせ先

市民課(☎0848-25-7102)

因島総合支所市民生活課住民係(☎0845-26-6208)

## 平成21年分消費税及び地方消費税の確定申告の相談・申告書の受付は、3月31日までです

平成19年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合は、平成21年分の消費税の確定申告が必要です。

※平成21年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成19年分の課税売上高が1,000万円を超えていれば申告の必要がありますのでご注意ください。

※平成21年分の課税売上高が1,000万円を超えている場合は、平成23年分の消費税の課税事業者になります。

新たに課税事業者になった場合は、「消費税課税事業者届出書」を提出してください。

※課税売上高が1,000万円以下となった場合は、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を提出してください。

問い合わせ先 尾道税務署(☎0848-22-2131)

# 水道料金を統一します

旧向島町の水道料金は、合併時の協議で「料金体系については、尾道市の制度に統一する。ただし、平成22年3月31日までは、現行のとおりとする。」としており、旧向島町の料金を適用しています。

4月に請求する水道料金および4月からの給水工事に係る分岐負担金の額を尾道市の制度に統一します。そのため、用途・使用水量などによっては、現在の水道料金よりも高くなる場合があります。

問い合わせ先 水道局庶務課料金係(☎0848-37-9300)  
工務課給水係 (☎0848-37-9302)

## 分岐負担金(1栓につき:税込)

メーターの口径	旧向島町	旧市内
13mm	31,500円	89,250円
20mm	63,000円	178,500円
25mm	126,000円	357,000円
40mm	378,000円	1,071,000円
50mm	630,000円	1,785,000円
75mm	1,575,000円	4,462,500円
100mm	2,730,000円	7,586,250円
口径150mm以上については、管理者が別に定める額		

※旧市内(木ノ庄・原田・山方・御調・浦崎・百島地区を除く)

## 水道料金(月額:税込)

現行(旧向島町)			改定後		
用途	基本料金	超過料金(1m <sup>3</sup> 当たり)	用途	基本料金	超過料金(1m <sup>3</sup> 当たり)
家事用	7m <sup>3</sup> まで 1,155円	8m <sup>3</sup> ~14m <sup>3</sup> 210円 15m <sup>3</sup> ~ 246.7円	家事用	7m <sup>3</sup> まで 976.5円	8m <sup>3</sup> ~15m <sup>3</sup> 210円 16m <sup>3</sup> ~25m <sup>3</sup> 264.6円 26m <sup>3</sup> ~ 321.3円
官公署 その他団体用	7m <sup>3</sup> まで 1,365円	8m <sup>3</sup> ~300m <sup>3</sup> 304.5円 301m <sup>3</sup> ~ 330.7円	業務用	10m <sup>3</sup> まで 2,089.5円	11m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup> 308.7円 51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup> 367.5円 101m <sup>3</sup> ~25,000m <sup>3</sup> 426.3円 25,001m <sup>3</sup> ~ 262.5円
営業用	7m <sup>3</sup> まで 1,365円	8m <sup>3</sup> ~14m <sup>3</sup> 246.7円 15m <sup>3</sup> ~ 304.5円	臨時用	なし	1m <sup>3</sup> ごとに 903円
工場用	25m <sup>3</sup> まで 6,300円	26m <sup>3</sup> ~ 330.7円			
臨時用	なし	1m <sup>3</sup> ごとに 472.5円			

### 【計算例】家事用1カ月料金(税込)

使用水量	旧向島町	改定後	差額	改定率
基本水量(7m <sup>3</sup> )	1,150円	976円	△174円	△15.1%
10m <sup>3</sup>	1,780円	1,606円	△174円	△9.8%
20m <sup>3</sup>	4,100円	3,979円	△121円	△3.0%
30m <sup>3</sup>	6,570円	6,909円	339円	5.2%

### 【計算例】業務用1カ月料金(税込)

使用水量	旧向島町	改定後	差額	改定率
基本水量(10m <sup>3</sup> )	2,100円	2,089円	△11円	△0.5%
20m <sup>3</sup>	4,910円	5,176円	266円	5.4%
50m <sup>3</sup>	14,050円	14,437円	387円	2.8%
100m <sup>3</sup>	29,270円	32,812円	3,542円	12.1%

※旧向島町の用途は、営業用

経済的な理由で、高校・大学等に進学または在学することが困難な人への資金の貸付について募集します。

## 尾道市瀬戸田町奨学金貸付募集

### 貸付額

区分	奨学金(月額)
高校または同等の学校	15,000円
大学、短大、専門学校など	30,000円

貸付方法 奨学金は3カ月分をまとめて年4回交付

貸付利息 無利息

貸付期間 在学する学校の標準の修学年限

### 資格

①学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校・大学・修学年数2年以上の専修学校に進学または在学している人。ただし、通信制・夜間部(定時制)は除く②親または扶養義務者が本市住民で、平成18年1月9日(尾道市編入前日)に、旧瀬戸田町に1年以上居住していた人③学業成績が良好な人④経済的な理由で進学または在学が困難な人⑤他の奨学金などを受けていない人

償還 貸付終了後6カ月間据え置き、年賦または月賦償還  
償還年数 10年

申込方法 3月23日(火)~4月20日(火)に、瀬戸田支所住民福祉課にある申請書を提出(土・日・祝日を除く)

☎瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)

## 尾道市因島地区修学資金貸付募集

### 貸付額

区分	奨学金(月額)	入学支度金
高校・高等専門学校	10,000円以内	100,000円以内
大学・専修学校(私立)	30,000円以内	300,000円以内
大学・専修学校(国公立)	30,000円以内	200,000円以内

交付方法 奨学金は3カ月分をまとめて年4回交付、入学支度金は初回一括交付

貸付利息 無利息

貸付期間 在学する学校の正規の修学年限

### 資格

①学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校・大学・修学年限2年以上の専修学校に進学または在学している人。ただし、通信制・夜間部(定時制)は除く②親または扶養義務者が本市住民で、平成18年1月9日(尾道市編入前日)に旧因島市に1年以上居住していた人③学業成績が良好な人④経済的な理由で進学または在学が困難な人⑤他の奨学金などを受けていない人

償還 貸付終了後6カ月間据え置き、年2回償還

償還年数 高校・高等専門学校5年、大学・専修学校10年

申込方法 3月1日(月)~31日(水)に、因島瀬戸田地域教育課(因島総合支所3階)にある申請書を提出(土・日・祝日を除く)

☎因島瀬戸田地域教育課(☎0845-26-6204)